

網走市津波避難計画

原案

令和 8 年 月
網 走 市

目次

第1章	総 則	1
第2章	避難計画	2
第3章	初動体制の確立	5
第4章	津波情報の収集・伝達	7
第5章	避難指示の発令	8
第6章	津波防災教育・啓発	10
第7章	津波避難訓練の実施	10
第8章	積雪寒冷地特有の課題への対応	10
第9章	その他の留意点	11

第1章 総 則

1 計画の目的

この計画は、将来発生が予想される津波災害に対し、地震・津波発生直後から津波が終息するまでの間、住民等の生命と身体の安全を確保するための避難計画である。

2 計画の修正

この計画は毎年検討を加え、市長が必要があると認めるときは、これを修正する。

3 用語の定義

この計画において、使用する用語の意味は次のとおりである。

(1) 津波浸水想定区域

最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域と水深を表したもので、津波防災地域づくりに関する法律に基づき北海道知事が設定・公表した区域。

(2) 避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定区域や津波災害警戒区域（令和5年9月22日北海道告示第452号）に基づき市が指定する地域。

(3) 避難目標地点

津波の危険から避難するために、可能な限り避難対象地域の外に定める地点。

(4) 避難路

避難先まで最も短時間で、かつ安全に到達できる主要道路等で、市が指定するもの。

(5) 避難経路

避難先まで最も短時間で、かつ安全に到達できる経路で、自主防災組織、住民等が指定又は設定するもの。

(6) 指定緊急避難場所

災害の危険から命を守るため緊急的に避難するために、原則、避難対象地域の外に定める場所で、災害対策基本法に基づき市が指定するもの。

(7) 指定避難所

災害の危険に伴い避難してきた被災者等が一定期間滞在するための施設等で、災害対策基本法に基づき市が指定するもの。

(8) 一時避難所・一時避難場所

災害の危険から一時的に身を守るために避難する場所等で、市が指定するもの。

(9) 避難ビル

避難困難地域の避難者や逃げ遅れた人が緊急避難する建物で、市が指定するもの又は、市が津波避難ビルとして協定を結んでいる施設をいう。

(10) 避難困難地域

津波到達予想時間までに、避難目標地点（避難先）に避難することが困難な地域。

第2章 避難計画

1 津波浸水想定区域

津波防災地域づくりに関する法律の基本的な指針に基づき、北海道が実施した最大クラスの津波が悪条件で発生した場合の津波浸水シミュレーション結果から、北海道知事が津波浸水想定区域を設定するもの。（オホーツク海沿岸 令和5年2月発表）

2 避難対象地域

避難対象地域は、津波浸水想定区域に基づき指定する。

避難対象地域一覧表

1	南1条東1丁目	31	北5条東2丁目	61	北5条西5丁目
2	南1条東2丁目	32	北6条東2丁目	62	北5条西6丁目
3	南2条東1丁目	33	北7条東1丁目	63	北5条西7丁目
4	南2条東2丁目	34	北8条東	64	海岸町
5	南3条東1丁目	35	北9条東	65	緑町
6	南3条東2丁目	36	北10条東	66	新町1丁目
7	南3条東3丁目	37	北11条東	67	新町2丁目
8	南4条東3丁目	38	北12条東	68	大曲1丁目
9	南4条東4丁目	39	北1条西1丁目	69	大曲2丁目
10	南4条東5丁目	40	北1条西2丁目	70	字三眺
11	南4条東6丁目	41	北1条西4丁目	71	字明治
12	南4条東7丁目	42	北1条西5丁目	72	字ニッ岩
13	南5条東4丁目	43	北2条西1丁目	73	字美岬
14	南5条東5丁目	44	北2条西2丁目	74	字能取
15	南5条東6丁目	45	北2条西3丁目	75	字平和
16	南5条東7丁目	46	北2条西4丁目	76	字卯原内
17	南6条東7丁目	47	北2条西5丁目	77	字嘉多山
18	南7条東7丁目	48	北2条西6丁目	78	字二見ヶ岡
19	港町	49	北2条西7丁目	79	字呼人
20	南1条西1丁目	50	北3条西3丁目	80	字鱒浦
21	南1条西2丁目	51	北3条西4丁目	81	鱒浦2丁目
22	南2条西2丁目	52	北3条西5丁目	82	字藻琴
23	南2条西3丁目	53	北3条西6丁目	83	字北浜
24	南2条西4丁目	54	北3条西7丁目	84	字実豊
25	南2条西5丁目	55	北3条西8丁目	85	字音根内
26	北1条東1丁目	56	北4条西3丁目	86	字浦士別
27	北1条東2丁目	57	北4条西4丁目		
28	北2条東2丁目	58	北4条西5丁目		
29	北3条東2丁目	59	北4条西6丁目		
30	北4条東2丁目	60	北4条西7丁目		

3 避難可能距離

(1) 津波影響開始時間

北海道が令和5年2月に公表した津波浸水シミュレーションの津波浸水想定区域図に基づく各地区の数値は、下表のとおりとする。

地区名	影響開始時間 (分)	最大津波高 (m)	地区名	影響開始時間 (分)	最大津波高 (m)
能取漁港（湖口）	13	2.4	鱒浦漁港	19	3.4
ニツ岩	17	4.7	藻琴	16	3.0
網走港	17	2.9	北浜	16	3.5

【影響開始時間】：地震発生から海岸・海中の人命に影響が出るおそれのある津波による水位変動（初期水位±20cm）が生じるまでの時間

【最大津波高】：代表地点周辺における最高の津波高さ（標高）です。

(2) 避難可能距離の設定

津波影響開始時間と避難する際の歩行速度に基づき、避難開始から津波影響開始時間までの間に避難が可能な距離（範囲）を設定する。

ア. 歩行速度は、北海道が定める津波避難計画策定指針により、1.0m/秒を目安とする。

イ. 避難開始時間は、北海道が定める津波避難計画策定指針により、地震発生後5分を目安とする。

避難可能距離（m）＝歩行速度（1.0m/秒）×（（津波影響開始時間（分）－5分））×60

地区名	避難可能距離	地区名	避難可能距離
能取漁港（湖口）	480m	鱒浦漁港	840m
ニツ岩	720m	藻琴	660m
網走港	720m	北浜	660m

4 避難路及び指定緊急避難場所等

避難対象地域、避難目標地点、避難路、指定緊急避難場所等を指定する。

避難路等一覧表

	避難対象地域	避難目標地点	避難路	避難困難地域	指定緊急避難場所等	備考 （自動車での避難可）
1	南東 港町 南西	勤労青少年ホーム ベルコ会館 JR桂台駅 市道鉄南本通線（西山通）入口	国道244号 市道桂ヶ岡線 市道東2丁目中通線 市道東3丁目通線 市道東4丁目通線 市道東5丁目通線 市道東6丁目通線 市道台町大通線 市道台町大通東線 市道山下通線 市道鉄南本通線 市道中大通線 市道網走小学校丙線		網走小学校 勤労青少年ホーム ソレイユ網走 第一中学校 南ヶ丘高等学校	港町地区 （漁港内）

2	北西 緑町 北東 海岸町	市道向陽ヶ丘中央線入口 市道向陽ヶ丘学校線入口 海岸町津波避難階段入口	国道 39 号 市道北山 3 号線 市道北 8 条通線 市道北 10 条通線 市道北山通線 市道向陽ヶ丘中央線 市道向陽ヶ丘学校線		中央小学校 第二中学校 桂陽高等学校	避難ビル 財務局宿舎 502～504 号棟
3	海岸町 明治 ニツ岩	市道明治能取線交差点 サービス付き高齢者向け住宅 花・水・木 裏高台	道道網走公園線 市道北山通線 市道北山 3 号線 市道ピットカリ線 市道向陽明治線 市道明治能取線 市道清明線		中央小学校 第二中学校 桂陽高等学校	ニツ岩地区 明治地区
4	新町 大曲 三眺	天都山市営住宅跡地 市道大曲天都山線入口 市道鉄南本通線（西山通）入口 刑務所官舎北側裏山	国道 39 号 市道屠場川沿線 市道山下通線 市道新町中央線 市道天都山公住団地甲線 国道 238 号 市道大曲 1 丁目通線 市道大曲 2 丁目 3 線 市道大曲 2 丁目 6 線 市道大曲天都山線 市道南 6 条通線 市道新町西線 道道能取三眺線 道道大観山公園線		網走小学校 第一中学校	
5	二見ヶ岡 卯原内 平和 能取	国道 238 号より内陸側 道道網走公園線より内陸側 道道能取三眺線より内陸側 市道能取線高台 二見ヶ岡会館	国道 238 号 市道卯原内中央線 道道嘉多山卯原内停車場線 市道平和開拓線 市道平和停車場線 市道能取環状線 市道西能取線 市道能取湖畔甲線 市道能取線 道道網走公園線 道道能取三眺線 市道二見ヶ岡学校線 市道二見ヶ岡甲線 市道二見ヶ岡卯原内線		西が丘小学校 第五中学校 二見ヶ岡会館	卯原内地区 能取地区 平和地区 二見ヶ岡地区

6	呼人	J R石北本線より内陸側 呼人半島高台	市道呼人湖畔線 市道第2天都山線 市道網走湖南湖畔線 市道呼人大観山線		呼人小中学校 東京農業大学	呼人地区
7	鱒浦	J R釧網本線より内陸側 南小学校 市道鱒浦中園線高台 市道鱒浦山里線高台	国道244号 市道つくしヶ丘本通線 市道潮見つくし線 市道鱒浦学校線 市道鱒浦豊郷線 市道鱒浦中園線 市道鱒浦山里線		南小学校	鱒浦地区
8	藻琴 北浜	J R釧網本線藻琴跨線橋 東小学校裏藻琴高台 市道北浜若草線の内陸側 白鳥台小学校	国道244号 市道藻琴西通線 道道網走川湯線 市道藻琴中園線 市道藻琴西2号線 市道藻琴基線 市道北浜若草線 道道明生北浜線 市道北浜丸万川沿線 市道北浜学校線		網走原生牧場 レストラン 白鳥台小学校 農村環境改善センター	藻琴地区 北浜地区

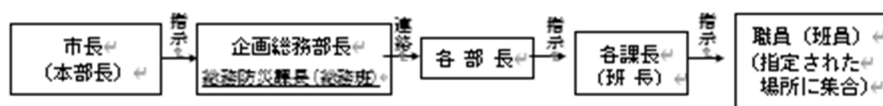
第3章 初動体制の確立

1 連絡・参集体制

津波警報及び津波注意報が発表された場合の職員の連絡・参集体制は「網走市地域防災計画（基本編）第4部第2章防災活動体制等」に準じる。

（1）平常勤務時

職員の動員に当たっては、市長（本部長）の決定に基づき企画総務部長が関係各部長に連絡し、連絡を受けた各部長が各班長に指示する。指示を受けた配備要員は、直ちに所定の配備に着任する。各班長は、あらかじめ班内の伝達系統を定める。



（2）休日又は退庁後

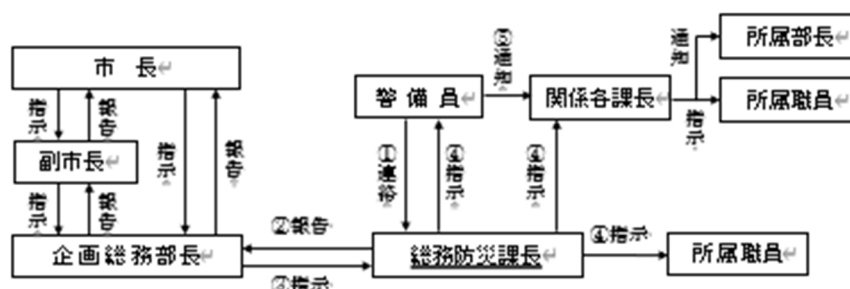
警備員は、次の場合は総務防災課長に連絡して指示を受け、関係課長に通知する。

- ア. 災害時に気象情報等が関係機関から通知されたとき又は異常現象の通報があったとき。
- イ. 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。

職員は、次の場合は所属長に連絡をとることを原則とするが、連絡ができない場合には状況を判断し、自主的に登庁する。また、登庁の際には、参集途上の被害状況等の情報収集を行う。なお、大規模な災害の発生による交通途絶のため、所定の配備につくことができないときは、最寄りの公共施設等に参集し、当該施設管理者の指示に従い防災活動に従事する。

ア. 勤務時間外又は休日等に登庁の指示を受けたとき。

イ. 災害時の情報を察知したとき。



(3) 配備体制

非常配備の体制		組 織	基 準	職員動員
準備体制		基本は通常の組織 (災害対策連絡会議)	・津波注意報が発表されたとき	・総務防災課 ・連絡会議の構成 副市長 企画総務部長 建設港湾部長 水道部長 その他副市長が指名する職員
非常 配備 体制	第1 非常配備 (警戒体制)	災害警戒本部	・津波警報が発表されたとき ・震度4の地震が発生したとき	・総務防災課 ・施設所管課 ・建設港湾部 ・農林水産部
	第2 非常配備 (非常体制)	災害対策本部	・大津波警報が発表されたとき ・震度5弱、震度5強の地震が発生したとき	・全管理職員 ・総務防災課 ・施設所管課 ・建設港湾部 ・農林水産部
	第3 非常配備 (非常体制)		・大津波警報が発表されたとき ・震度6弱以上の地震が発生したとき	・全職員

2 避難誘導等に従事する者の安全確保

避難誘導や救助にあたっては、自らの命を守ることが最も基本であり、職員への教育や津波影響開始時間等を考慮しながら、安全かつ迅速に避難できるよう情報伝達手段を整える。

第4章 津波情報の収集・伝達

1 津波情報等の収集

津波情報については、気象庁及び北海道総合行政情報ネットワーク、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ等から収集する。海面の状況については、港湾監視カメラによって確認する。

2 津波注意報、津波警報、大津波警報、津波情報

気象庁は、地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に、大津波警報、津波警報、津波注意報を発表する。津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報として発表する。

津波警報・注意報の種類

種 類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や一時避難所などの安全な場所へ避難する。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や一時避難所など安全な場所へ避難する。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m<予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。

3 津波情報等の伝達

津波に関する情報は、緊急告知防災ラジオ（FM あばしり）、公式サイト、公式 SNS、LINE、お知らせメール@あばしり、電話・FAX サービス、消防サイレン、携帯電話のエリアメール、広報車を活用し伝達する。

＜避難指示伝達文例＞

- ① 緊急告知防災ラジオ（FM あばしり）、公式サイト、公式 SNS、LINE、お知らせメール@あばしり、電話・FAX サービス
〇時〇分、オホーツク海沿岸に（大）津波警報が発表され、避難指示を発令しました。
住民の皆さんは、急いで避難所や高台に避難してください。
（津波到達時刻が判明した場合）
予想される津波の到達時刻は〇〇時〇〇分です。
- ② 広報車
こちらは、市の広報車です。
〇時〇分、オホーツク海沿岸に津波注意報が発表されました。
海の中や海岸付近は危険です。ただちに海岸から離れ、高い場所に避難してください。
（津波到達時刻が判明した場合）
予想される津波の到達時刻は〇〇時〇〇分です。

第5章 避難指示の発令

1 発令基準

避難情報の発令基準は、次のとおりとする。ただし、基準に該当しない場合であっても、現地や気象の状況を総合的に勘案し、避難情報を発令するものとする。

（網走市地域防災計画（地震対策編）第3部第8章に準じる）

	発令基準	対象区域
1	大津波警報が発表された場合	最大クラスの津波により浸水が想定される区域であり、避難対象地域に避難指示を発令する。
2	津波警報が発表された場合	

- ※ 津波注意報が発表された場合は、漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者等を念頭に、海岸堤防等より海側の区域に注意喚起を行う。
- ※ 基準に該当しない場合であっても、現地の状況を総合的に勘案し、避難指示等を発令する。
- ※ 遠地で発生した地震や火山噴火等に伴う津波の場合については、気象庁が発表する「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、津波警報等の発表前であっても、その内容により必要に応じて、高齢者等避難の発令を検討する。

2 避難指示の周知・伝達方法

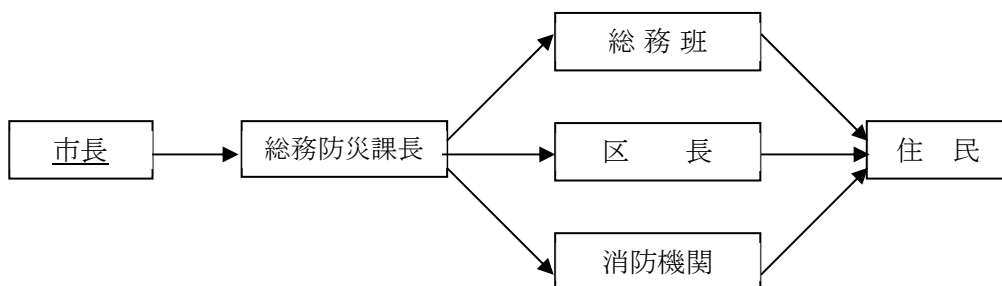
（1）避難指示事項

- ア. 避難先
- イ. 避難路
- ウ. 避難指示の理由
- エ. 携行品等その他の注意事項

(2) 伝達方法

避難指示の伝達は次の方法による。

＜避難指示伝達経路＞



- ア. 避難指示は、北海道総合情報ネットワーク（Ｌアラート）、緊急告知防災ラジオ、市の公式ＳＮＳ、ＬＩＮＥ、お知らせメール@あばしり、電話・ＦＡＸサービス等を活用するとともに、状況に応じ、広報車での広報により伝達する。
- イ. 日本放送協会（ＮＨＫ）、民間放送局に対し、避難指示を行った旨を連絡して、関係住民に伝達すべき事項を提示し放送するよう協力を依頼する。
- ウ. 網走地区消防組合庁舎及び消防団庁舎からサイレンを吹鳴し、周知に努める。

3 避難誘導

避難誘導は、市職員、消防職員・消防団員、警察官等が当たる。

(1) 避難の方法

避難は、避難者が自ら行うこととし、原則徒歩とする。ただし、人口の少ない平野部等、要配慮者等で徒歩による避難が困難な場合は、車両による避難も可能とする。

(2) 移送の方法

自力による避難が不可能な場合には、市車両又は消防署等の車両により移送する。

なお、被災地が広域で大規模な避難、立退き移送を要し、本市のみにおいて措置できないときは、市は北海道に対し応援を求めて実施する。

第6章 津波防災教育・啓発

自らの命は自らが守るという観点に立って、地域や学校等の様々な場面を活用して、津波に関する正しい知識の普及を図り、的確な避難が行われるよう啓発を図る。

1 津波に対する心得

- (1) 強い地震（震度４程度以上）の揺れ又は弱い地震でも長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。

- (2) 地震の揺れを感じなくても、津波警報等が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- (3) 報道機関や行政機関のウェブサイト等の信頼できる情報源から正確な情報を入手する。
- (4) 海岸堤防等より海側にいる場合は、津波注意報が発表されたら避難する。
- (5) 津波は繰り返し襲ってくるため、津波警報等が解除されるまでは気をゆるめない。
- (6) 津波は河川を遡上することがあるため、河川に近づかない。

2 防災意識の普及の手段、方法

- (1) 防災ハザードマップ、防災ガイドブックの作成
- (2) 防災フェアの実施及び防災訓練への参加
- (3) 防災教育、出前講座等

3 自主防災組織等活動の普及

地震等の大災害発生時に、その被害を最小限におさえるためには、防災関係機関と相俟って、地域住民による組織的かつ統一的な防災活動が極めて重要な役割を果たすことから、防災意識の普及とあわせて、その自発的な防災活動を効果的に行うため、網走市町内会連合会が取り組む自主防災組織結成を支援する。

第 7 章 津波避難訓練の実施

円滑な避難と津波対策の問題点の検証を行うために、毎年 1 回以上の津波避難訓練を含めた防災訓練を実施するように努める。特に、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期の実施に配慮する。

第 8 章 積雪寒冷地特有の課題への対応

1 冬期道路交通の確保

関係機関等が所管する緊急輸送道路や避難所のアクセス道路についての除雪体制を確認する。また、道路の消融雪施設の整備状況を把握する。

2 避難対策、避難生活環境の確保

積雪等により孤立するおそれのある集落の把握及び避難所の暖房用燃料の最低限の備蓄等、避難生活環境の確保に努める。

3 電力の確保

機能が停止した場合の早期復旧対策を確認する。

4 緊急通信ネットワークの確保

通信機器が停止した場合の住民への緊急情報の伝達手段を確認する。

5 雪崩対策

雪崩危険箇所の把握、緊急点検体制、応急対策の実施方法、避難場所への適切な避難誘導等の確認をする。

6 水門等の作動の確保

冬期における動作確認体制を確認する。

7 救助・救出体制の強化

積雪時は自力脱出困難者の救助・救出が困難となることが想定されることから、救助・救出技術の高度化や体制の強化に努める。

第9章 その他の留意点

1 観光客、釣客等の避難対策

観光客、釣客等の避難対策について、市関係部署と協議し、観光協会や旅館組合等関係団体と対応策について連携を図りながら課題を整理し、円滑な避難に努める。

2 避難行動要支援者の避難対策

避難対象地域内における避難行動要支援者の現状把握に努めるとともに、地域と共同して円滑な避難行動の援助について努める。

3 地域コミュニティにおける自主防災組織結成の推進

大きな災害ほど、住民は「自らの命（地域）は自ら守る」という防災の原点に立って、自ら災害に備えるとともに、自発的に地域の防災活動に寄与することが求められる。

このことから、自助の徹底とともに地域住民がお互いに助け合い、協力しながら円滑に防災活動を行うため、自主防災組織の結成を推進する。

網走市津波避難計画

沿革	平成 25 年 3 月 29 日	策定
	令和 8 年 月 日	一部改正